

2020年3月11日

**BNY メロン・ブラジル・インフラ・消費関連株式ファンド**  
**2020年3月10日における基準価額変動について**

BNY メロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社

2020年3月10日、BNY メロン・ブラジル・インフラ・消費関連株式ファンドの基準価額が前日比5%以上下落いたしましたので、ご報告申し上げます。

2020年3月10日のBNY メロン・ブラジル・インフラ・消費関連株式ファンドの基準価額は7,469円となり、前日比-1,055円、-12.38%となりました。今回の基準価額の変動の主な理由は、以下の通りです。

3月10日の基準価額算出の基準となる3月9日のブラジル株式市場は大きく下落しました。同国代表的な株価指数であるボベスパ指数は前営業日比で-12.2%となりました。欧州で感染拡大が見られるなど新型コロナウイルスの影響が広がる中、原油価格の急落が投資家のセンチメントを一気に悪化させました。グローバル株式市場が大幅に下落する中、資源国であるブラジル株式市場の下落幅は更に大きくなりました。為替市場においても、投資家のリスク回避姿勢は継続し、ブラジルレアルは対円で下落しました。

こうしたブラジル株式市場の下落やブラジルレアル安進行により当ファンドの基準価額も大きく下落しました。今後の展開につきましては、引き続き慎重に注視して参る所存です。

主要指数等の動き

	2020/03/06	2020/03/09	変化率
ブラジル ボベスパ指数	97,996.80	86,067.20	-12.2%

出所:Bloomberg

基準価額算出時使用レート

	2020/03/09	2020/03/10	変化率
ブラジル・レアル(対円)	22.05	21.87	-0.8%

## <ファンドのリスク>

当ファンドは、主としてブラジル企業の株式への投資を行いますので、組入れた有価証券等の値動き（外貨建資産には為替変動もあります。）により当ファンドの基準価額は大きく変動することがあります。**当ファンドは、元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により解約・償還金額が投資元本を下回り、損失を被る可能性があります。運用により信託財産に生じた利益または損失は、すべて受益者に帰属します。当ファンドは、預貯金とは異なります。**また、預金保険または保険契約者保護機構の対象ではありません。

- 当ファンドの基準価額変動要因としては、主に「価格変動リスク」、「株式の発行企業の信用リスク」、「流動性リスク」、「為替変動リスク」、「カントリー・リスク」などがあります。

※詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)の「投資リスク」をご覧下さい。

## <お客様にご負担いただく費用>

お客様には以下の費用をご負担いただきます。

### ■ 直接ご負担いただく費用

- 購入時手数料： 購入価額 × 上限 3.3% (税抜 3.0%)  
(手数料率は販売会社が定めます。)

※自動継続投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合は、申込手数料はかかりません。

- 信託財産留保額：ありません。

### ■ 間接的にご負担いただく費用

- 信託報酬

信託財産の日々の純資産総額 × 年率 2.057% (税抜 1.87%)

運用管理費用(信託報酬)は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支払われますが、日々費用として計上されており、日々の基準価額は信託報酬控除後となります。

### 当ファンドの投資顧問会社への投資顧問報酬

委託会社の受取る報酬には、当ファンドにおいて運用の指図権限を委託している投資顧問会社への投資顧問報酬が含まれます。

投資顧問報酬額＝信託財産の純資産総額 × 年率 0.63%

- その他の費用・手数料

監査法人等に支払うファンドの監査にかかる費用、目論見書等の作成、印刷および交付費用ならびに公告費用等、その他の管理、運営にかかる費用、組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、先物・オプション取引等に要する費用、外貨建資産の保管費用等が、信託財産より支払われます。

(注) ブラジル国内株式への投資に伴う為替取引については、非居住者に対して金融取引税(2019年1月末現在 0%)が課せられる場合があります。ブラジルにおける当該関係法令等が改正された場合には、取扱いが変更されることがあります。

その他費用・手数料については、資産規模および運用状況等により変動しますので、料率、上限額等を表示することができません。

※上記費用の総額につきましては、投資家の皆様の保有される期間等により異なりますので、表示することができません。

※詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)の「費用・税金」をご覧下さい。

### ● 設定・運用は

**BNY メロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社**

金融商品取引業者：関東財務局長(金商)第 406 号

[加入協会]一般社団法人 投資信託協会 / 一般社団法人 日本投資顧問業協会

/ 一般社団法人 第二種金融商品取引業協会

BNYメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社は、2020年4月1日をもって商号を「BNYメロン・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社」に変更する予定です。

●当資料は、ファンドの運用状況に関する情報提供を目的にBNYメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社が作成したものです。●当資料に記載の運用実績に関するグラフ、図表、数値その他いかなる内容も過去のものであり、将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。●ファンドに生じた利益及び損失は、すべて受益者に帰属します。